

中野市文化財保護条例 (抜粋)

平成17年4月1日条例第190号

目次

- 第1章 総則 (第1条—第3条)
- 第2章 中野市指定有形文化財 (第4条—第19条)
- 第3章 中野市指定無形文化財 (第20条—第25条)
- 第4章 中野市指定有形民俗文化財・中野市指定無形民俗文化財 (第26条—第30条)
- 第5章 中野市指定史跡名勝天然記念物 (第31条—第35条)
- 第6章 中野市選定保存技術 (第36条—第38条)
- 第7章 審議会 (第39条—第44条)
- 第8章 補則 (第45条)

附則

第1条から第38条まで (略)

第7章 審議会

(設置)

第39条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により中野市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第40条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第41条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、知識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第42条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第43条 審議会に、会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第44条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第8章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中野市文化財保護条例（昭和53年中野市条例第12号）又は豊田村文化財保護条例（昭和47年豊田村条例第20号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。